

【令和 4 年度第 2 回子ども審議会資料】
 令和 4 年 10 月 14 日
 子ども・未来部 子ども未来室
 すくすく子育て課

第 2 期三田市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

1 概要

「子どもの夢と未来が輝くまちさんだ」の実現を目的として、令和 2 年度に子ども子育て支援法第 61 条の規定に基づき「第 2 期三田市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。当計画は「(1) 教育・保育」、「(2) 地域子ども・子育て支援事業」の各事業の量の見込み（必要となるサービス量）及び実施しようとする提供体制の確保の内容について定めています。

今年度は、計画期間の中間年を迎えるため、令和 5 年度～6 年度の量の見込みと、実施しようとする提供体制に係る中間見直しの要否を検討することとなっています。

※第 2 期三田市子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法第 61 条で規定)
 計画期間:令和 2 年度～令和 6 年度

2 見直しの対象

第 6 章 子ども・子育て支援法に基づく事業計画（計画冊子 P50～60）

3 見直しの方法（令和 4 年 3 月 18 日付け内閣府事務連絡）

(1) 教育・保育【事業番号①～④】

市町村計画策定時の「量の見込み」と令和 3 年度実績を比較し 10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断し、それに基づく見直し作業を行う。

なお、形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合や、該当しなくとも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討する。

①	1号認定(満3歳以上、保育の必要なし)
②	2号認定(満3歳以上、保育の必要あり)
③	3号認定(0歳)
④	3号認定(1・2歳)

(2) 地域子ども・子育て支援事業【事業番号⑤～⑯】

地域子ども・子育て支援事業については、教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、計画見込と乖離が見られる事業について、同様の方法で見直しを行う。

⑤	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	⑪	病児保育事業
⑥	時間外保育事業（延長保育）	⑫	ファミリー・サポート・センター事業
⑦	子育て短期支援事業（ショートステイ）	⑬	利用者支援事業
⑧	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）	⑭	妊婦健康診査
⑨	一時預かり事業（幼稚園型）	⑮	乳児家庭全戸訪問事業
⑩	一時預かり事業（保育所等）	⑯	養育支援訪問事業

4 前提となる0歳～14歳人口推計について（R5・6年度）

就学前教育・保育の量など「必要となるサービス量」の試算に当たっては、第2期計画策定時の人口推計を用いています。

第2期計画策定時の推計人口と令和4年度の人口の推移（実績）を比較したところ、それほど大きな乖離はみられませんでした。

＜第2期計画策定時の推計人口と実績人口の比較＞

R4年4月時点で、0歳～14歳人口における計画との乖離は▲192人

（対計画R4比▲1.4%）

0歳～14歳人口（4/1）	R2	R3	R4
第2期計画策定時の推計人口	14,472人	14,309人	14,048人
人口の推移（実績）	14,396人	14,201人	13,856人

5 中間見しについて（案） …【資料2】参照

以上より、①人口推計を算出根拠としているサービス量は中間見直しを行わず、②人口推移によらずに見込み量に変化し、かつ確保方策（サービスの供給量）に変化がある事業について見直しを行うこととします。

- (1) 教育・保育【事業番号①～④】 → 見直しはせず、第2期計画策定時の人口推計に基づくサービス供給量を維持します。
- (2) 地域子育て支援事業【事業番号⑤～⑯】のうち、確保方策に変化がある下記の事業について見直すこととします。その他事業については、上記と同じくサービス供給量を維持します。

事業番号⑪ 病児保育事業

↓ 実 績 ↓

（単位：人日）

		R2	R3	R4(推計)	R5(推計)	R6(推計)
第2期 計 画	量の見込み	364人	352人	340人	327人	313人
	確保方策	364人	352人	340人	327人	313人
見 直 し (案)	量の見込み	53人	66人	53人	73人	100人
	確保方策	53人	66人	53人	73人	100人

…【資料3】参照

6 その他

令和5年度に、次期子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用者ニーズ調査を実施し、コロナ禍以降のニーズの変化等を把握するとともに、少子化の動向を注視しながら、令和6年度に行う第3期計画策定において今後の教育・保育、地域子育て支援事業のあり方を検討することとします。

7 今後のスケジュール

11月25日 第3回子ども審議会 中間見直し案、答申案の審議
 12月中旬 子ども審議会 答申
 令和5年3月 議会に上程